

公認心理師法附則第 5 条に基づく対応について

令和 6 年 7 月
文 部 科 学 省
厚 生 労 働 省

目次

第1 法の規定の施行の状況及び公認心理師制度の現状	1
（1）指定試験機関及び指定登録機関について	1
（2）これまでの公認心理師試験の結果及び登録者数について	1
（3）公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等及び大学院について	3
（4）区分Aについて	3
（5）区分B、区分Fについて	4
（6）区分Cについて	5
（7）区分D1、区分D2、区分Eについて	5
（8）区分Gについて	5
（9）試験の無効等について	6
（10）処分等に係る審査請求について	6
（11）受験手数料等について	6
（12）公認心理師に係る調査事業等について	7
第2 公認心理師や保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者への公認心理師法施行状況調査及びヒアリングの結果	9
第3 令和5年度公認心理師活動状況等調査の結果	11
（1）調査目的	11
（2）実施主体	11
（3）調査対象	11
（4）調査期間	11
（5）調査・周知の方法	11
（6）調査項目	12
（7）回答結果	12
（8）検討委員会	12
（9）調査結果	12
第4 公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討	16
（1）公認心理師の活動について	16
ア 公認心理師の活躍の場の拡大に向けた取組について	16
イ 保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方について	18
（2）公認心理師の養成及び資質の向上について	20
ア カリキュラム等について	20

イ 実習演習科目の実施体制の整備について	21
ウ 試験の体制整備について	22
エ 研修制度について	23
第5 まとめ	25

参考資料1 施行状況及び公認心理師制度の現行

参考資料2 公認心理師法施行状況調査票

参考資料3 公認心理師法施行状況調査結果

公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号。以下「法」という。）は、平成 27 年 9 月 9 日に成立し、同月 16 日に公布され、平成 29 年 9 月 15 日から施行されている。法附則第 5 条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、文部科学省及び厚生労働省においては、法施行日からこれまでの法の規定の施行の状況について検討を行う必要がある。

この検討を行うため、法の施行状況に係る調査結果や試験実施状況等に係る資料をまとめるとともに、障害者総合福祉推進事業等において、公認心理師の実態や養成に係る課題、対応の整理等について、必要な調査や有識者による検討を実施してきた。さらに、実態を踏まえた対応を行う観点から、①公認心理師関係団体、②保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体、③当事者関係団体等に対してヒアリングを実施し、これらの内容を踏まえて中間整理を行い、社会保障審議会障害者部会（令和 5 年 6 月 23 日）に報告した。

中間整理においては、法の規定の施行の状況について更に検討を加えるため、公認心理師の登録者約 7 万人を対象とした就労状況等の調査を可能な限り早期に実施する方針とした。この方針に則って、令和 5 年度公認心理師活動状況等調査を実施したところであり、当該調査結果を踏まえ、文部科学省及び厚生労働省において、以下のとおり法附則第 5 条に基づく最終的な検討結果を取りまとめた。

第 1 法の規定の施行の状況及び公認心理師制度の現状

（1）指定試験機関及び指定登録機関について

法第 10 条第 1 項及び第 36 条第 1 項の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関として一般財団法人公認心理師試験研修センター¹（以下「公認心理師試験研修センター」という。）を指定しており、試験事務及び登録事務は公認心理師試験研修センターが実施している。

（2）これまでの公認心理師試験の結果及び登録者数について

法の施行後、令和 6 年 3 月までの約 7 年間に計 7 回の公認心理師試験（以下「試験」という。）を実施し、令和 6 年 3 月末日時点で 71,987 人の公認心理師が登録されている。各回の試験の合格者数は第 1 回試験が 28,574 人、第 2 回試験が 7,864 人、第 3 回試験が 7,282 人、第 4 回試験が 12,329 人、第 5 回試験が

¹令和 6 年 6 月 10 日までは一般財団法人日本心理研修センター

16,084人、第6回試験が1,491人、第7回試験が1,592人となっている。

公認心理師の資格取得方法は、以下の図1のとおりである。第1回試験については、制度発足当初の試験であったということ、第5回試験は実務経験者を対象とした受験資格の特例措置（区分G）で受験できる最後の試験であったことから、当該試験の受験者数が多く、合格者も多数輩出されている。また、第7回試験は、大学・大学院を通じた体系的なカリキュラムにより受験資格を取得した者（区分A）が本格的に受験する試験回であり、区分Aの受験者数は総受験者数の約65%を占めた。

第7回試験までの各受験区分の合格者数の内訳は、区分Aが1,292人、区分Bが3人、区分Cが58人、区分D1が18,780人、区分D2が3,408人、区分Eが4,408人、区分Fが64人、区分Gが47,203人となっている。

図1：公認心理師の資格取得方法について

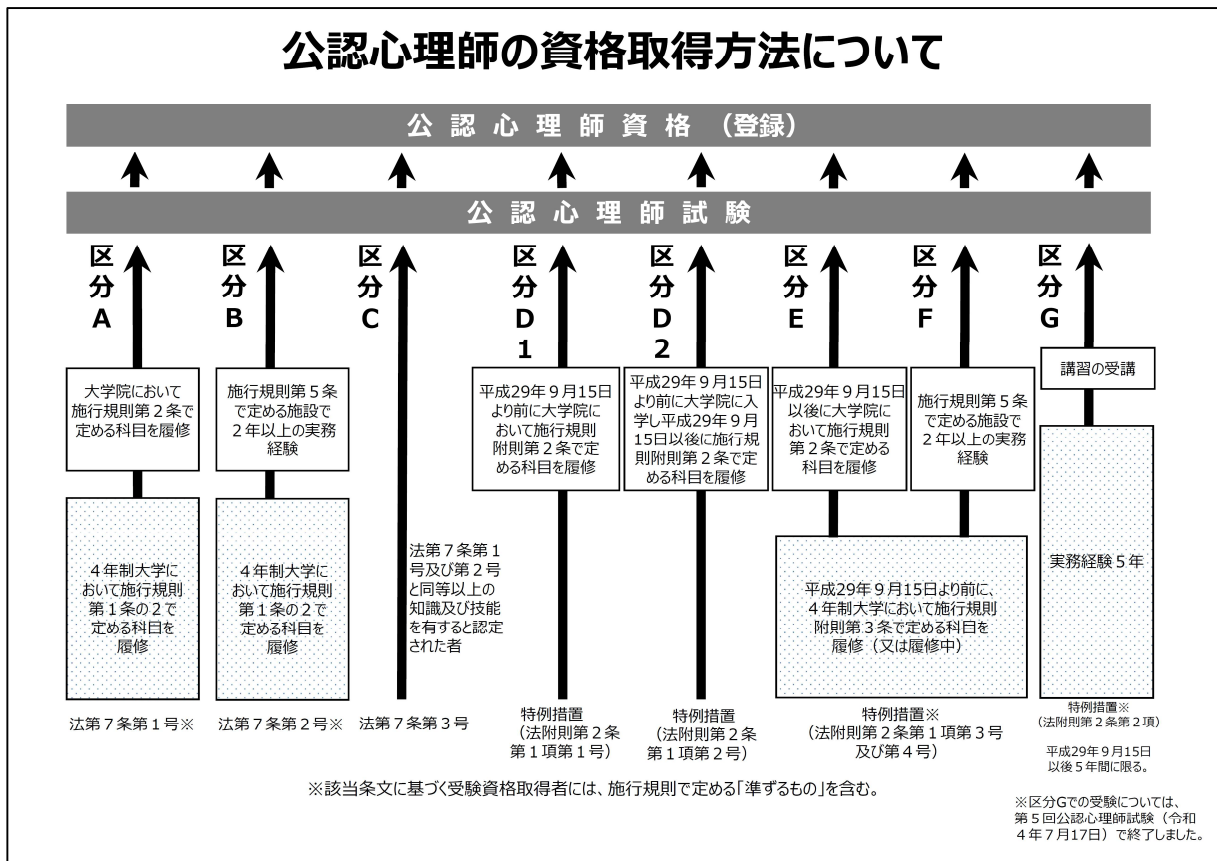


表1：第1回試験から第7回試験の各区分の合格者数（人）

区分	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	総計
A	0	0	0	0	13	56	1,223	1,292
B	0	0	0	0	0	1	2	3
C	4	4	9	3	5	23	10	58
D1	14,840	1,879	798	791	259	138	75	18,780
D2	1,199	1,253	516	306	79	43	12	3,408
E	0	0	758	1,142	1,035	1,220	253	4,408
F	0	0	0	18	19	10	17	64
G	12,531	4,728	5,201	10,069	14,674	-	-	47,203
小計	28,574	7,864	7,282	12,329	16,084	1,491	1,592	75,216

(3) 公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等及び大学院について

公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等及び大学院の数は令和6年3月末日時点で232校²である。平成29年から令和2年の法の施行後の4年間にかけて、多くの大学等及び大学院から公認心理師となるために必要な科目の開講についての申請が、文部科学省及び厚生労働省へ提出された。既に多くの大学等及び大学院において公認心理師となるために必要な科目が開講されており、近年は、科目を開講する大学等及び大学院の数について大きな変化は見られない。

(4) 区分Aについて

区分Aは、法第7条第1号に規定するとおり、大学等において公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）第1条の2に規定する25科目を修めて卒業した後に、大学院において施行規則第2条に規定する10科目を修めてその課程を修了した者を対象とした受験区分である。区分Aの受験者については、前述のとおり、公認心理師となるために必要な科目の開講開始が通常平成30年度からであるため、令和6年に実施する第7回試験からの受験が標準的な受験時期と想定されていた。第6回試験では区分Aでの受験者は59名であったが、第7回試験では1,357人と大幅に

²同一の大学等及び大学院において、複数の学部学科及び研究科専攻で科目を開講している場合がある。232校の内訳は、大学学部及び大学院において開講：181校、大学院のみ開講：7校、大学学部及び専修学校の専門課程のみ開講：44校である。

増加している。第7回試験以降は、この区分Aの受験資格を有する者が主たる受験者となる。

(5) 区分B、区分Fについて

区分Bは、法第7条第2号に規定するとおり、大学等において施行規則第1条の2に規定する25科目を修めて卒業した者であって、施行規則第5条各号に掲げる施設であって、法第7条第1号に掲げる者と同等以上の施行規則第2条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるもの（当該施設が作成した実務経験の実施に関する計画（以下「プログラム」という。）を文部科学大臣及び厚生労働大臣が認定することにより、法第7条第2号に規定する文部科学省令・厚生労働省令で定める施設（以下「プログラム施設」という。）の認定を行っている。）において、2年以上法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したものを対象とした受験区分である。

区分Fは、法附則第2条第1項第4号に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15日）前に大学等に入学し、施行規則附則第3条に規定する12科目を修めて卒業した者であって、プログラム施設において、2年以上法第2条第1号から第3号までに掲げる行為の業務に従事したものを対象とした受験区分である。なお、プログラム施設は、令和6年3月末日時点で以下の施設を認定している。

表2：プログラム施設一覧（令和6年3月末日時点）

項番	プログラム施設名
1	少年鑑別所及び刑事施設
2	一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院
3	裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所
4	医療法人社団至空会 メンタルクリニック・ダダ
5	医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック
6	学校法人川崎学園 川崎医科大学附属病院
7	学校法人川崎学園 川崎医科大学総合医療センター
8	社会福祉法人風と虹 筑後いずみ園
9	社会福祉法人楡の会

(6) 区分Cについて

区分Cは、法第7条第3号に規定するとおり、文部科学大臣及び厚生労働大臣が区分A及び区分Bと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者を対象とした受験区分である。区分Cについては、「公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」（平成30年1月31日付け29文科初第1390号・障発0131第2号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、毎年、文部科学省及び厚生労働省において審査を行い、受験資格認定を行っている。なお、審査対象者は、外国の大学の卒業及び外国の大学院の課程修了相当の資格を有している者等である。

(7) 区分D1、区分D2、区分Eについて

区分D1は、法附則第2条第1項第1号に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15日）より前に大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において施行規則附則第2条に規定する6科目を修めたものを対象とした受験区分である。

区分D2は、法附則第2条第1項第2号に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15日）より前に大学院に入学した者であって、法施行日以後に施行規則附則第2条に規定する6科目を修めて当該大学院の課程を修了したものを対象とした受験区分である。

区分Eは、法附則第2条第1項第3号に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15日）より前に大学等に入学し、当該大学等において、施行規則附則第3条に規定する12科目を修めて卒業した者であって、法施行日（平成29年9月15日）以後に大学院において施行規則第2条に規定する10科目を修めてその課程を修了したものを対象とした受験区分である。

前述の区分Fとこれらの区分は、法の施行前に心理職者を目指して心理学等を学べる大学等又は大学院に進学した者に受験資格を与える特例措置である。特に、区分D1及び区分D2に該当する者は第1回試験より受験資格を満了し受験しており、当該区分での受験者数は減少傾向にある。

(8) 区分Gについて

区分Gは、法附則第2条第2項に規定するとおり、法施行日（平成29年9月15

日)に現に法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行っている者であって、

- ・ 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者
- ・ 施行規則附則第6条に規定する施設において、法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を5年以上業として行った者

のいずれにも該当するに至ったものを対象とした受験区分である。これは法が施行される際、心理職者として十分な実務経験がある者に受験資格を与えるという特例措置であり、法の施行後5年間に限るものである。法に規定するとおり、法の施行後5年が経過したため区分Gの受験資格での受験は第5回試験で終了し、令和5年の第6回試験以降は区分A～Fの受験区分のみが受験資格の対象となっている。

(9) 試験の無効等について

試験に関して不正の行為があった場合、その不正行為に関係のある者に対してその試験を無効としている。また、当該処分を受けた者に対し、法の規定に基づき、期間を定めて試験を受けることができないものとする処分をしている。

また、公認心理師が、法第3条各号（第4号を除く。）のいずれかの欠格事由に該当するに至った場合、登録の取消しの処分を行っている。

引き続き、法の規定に基づき適切に対応する。

(10) 処分等に係る審査請求について

公認心理師試験研修センターが行う試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）及び公認心理師の登録の実施に関する事務に係る処分等について不服がある者は、文部科学大臣及び厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる旨、法第24条及び法第38条において準用する法第24条に規定されている。法の規定に基づき、当該請求について対応している。

(11) 受験手数料等について

法第9条、法第35条及び法第37条第2項は、それぞれ受験手数料、変更登録等の手数料及び登録の手数料について規定している。法施行時から、受験手数料は28,700円、登録の手数料は7,200円、変更登録の手数料は6,100円と規定されていた。令和6年5月27日現在、受験手数料及び登録の手数料は法施行時と同

額であるが、変更登録等の手数料については、書換交付の手数を3,000円、変更登録の手数を3,100円（マイナポータル上での手続きの場合は3,000円）と規定されている（※）。

受験手数料については、第5回試験までは銀行での払込みであったが、第6回試験以降は主にクレジットカードを使用する方法となっている。また、登録の手数料についても、第5回試験までの合格者は銀行での払込みであったが、第6回試験以降の合格者は主にクレジットカードを使用する方法となる。変更登録の手数料についても、令和5年1月以前は、銀行での払込みであったが、令和5年1月以降は主にクレジットカードを使用する方法となっている。

（※）「国家資格等情報連携・活用システム」の導入

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）において公認心理師法等の改正を行った。「国家資格等情報連携・活用システム」の導入により、公認心理師の変更登録等の手続き等をマイナポータル上で行うことが可能となり、戸籍謄本等の提出の省略等が可能となる。マイナポータル上での申請を推進するため、公認心理師試験研修センターにおいて、既存の資格者にマイナンバーとの連携を促すための周知を行っている。

（12）公認心理師に係る調査事業等について

これまでに実施した、公認心理師に係る障害者総合福祉推進事業（以下「推進事業」という。）等の調査は以下のとおりである。

- ・令和元年度推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」（国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター）
- ・令和2年度推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」（一般社団法人 日本公認心理師協会）
- ・令和3年度推進事業「医療機関における公認心理師が行う心理支援の実態調査」（一般社団法人 日本公認心理師協会）
- ・令和3年度推進事業「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」（一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟）
- ・令和4年度推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」（株式会社 浜銀総合研究所）
- ・令和5年度厚生労働科学研究費補助金 障害者政策総合研究事業「医療機関

における心理検査の実施実態と活用可能性に関する研究」（上智大学 松田修）

- ・ 令和5年度「公認心理師活動状況等調査」（一般財団法人 公認心理師試験研修センター）
- ・ 令和6年度推進事業「包括的支援マネジメントにおける多職種連携促進のための調査」（株式会社 浜銀総合研究所）

第2 公認心理師や保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者への公認心理師法施行状況調査及びヒアリングの結果

文部科学省及び厚生労働省では、法の規定の施行の状況について、実態を踏まえた対応を行う観点から、①公認心理師関係団体、②保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体、③当事者関係団体等、以下の計26団体に對するヒアリング（参考資料1「施行状況及び公認心理師制度の現行」及び参考資料2「公認心理師法施行状況調査票」を送付し、回答を回収）を実施した。

表3：調査票によるヒアリングを実施した団体

	①公認心理師関係団体	②保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体	③当事者関係団体等
保健医療分野	・一般社団法人 日本総合病院精神医学会 日本総合精神医学会	・公益社団法人 日本精神神経学会（多職種協働委員会） ・公益社団法人 日本精神科病院協会 ・公益社団法人 全国自治体病院協議会 ・公益社団法人 日本精神神経科診療所協会 ・公益社団法人 日本医師会 ・一般社団法人 日本精神科看護技術協会 ・公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 ・国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター（地域精神保健・法制度研究部）	
福祉分野	・社会福祉法人 横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター	・岡山県倉敷児童相談所	
教育分野	・一般社団法人 日本スクールカウンセリング推進協議会	・公益社団法人 日本教育会	
司法・犯罪分野	・日本犯罪心理学会	・東京少年鑑別所	
産業・労働分野	・日本産業ストレス学会	・日本EAP協会	
その他	・一般社団法人 日本公認心理師協会 ・一般社団法人 公認心理師の会 ・一般社団法人 公認心理師養成機関連盟 ・公認心理師養成大学教員連絡協議会 ・一般財団法人 日本心理研修センター		・一般社団法人 日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 ・全国「精神病」者集団 ・特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構（COMHBO） ・社団法人 全国精神保健福祉会連合会
ヒアリング項目	・国家資格化に係るメリット ・公認心理師として貢献していること ・公認心理師に期待されていること ・公認心理師に係る今後の課題 ・その他	・国家資格化に係るメリット ・公認心理師が貢献していること ・公認心理師に期待すること ・公認心理師に係る今後の課題 ・その他	・公認心理師が配置されたメリット ・公認心理師の今後の課題 ・その他

* 順序不同。団体名は、送付時の団体名。

また、26団体のうち対面のヒアリングを希望した団体に対し、令和4年8月から同年9月までの間、それぞれオンラインによるヒアリングを以下のとおり実施

した。なおヒアリングの詳細な結果は、別添の参考資料3「公認心理師法施行状況調査結果」のとおりである。

表4：対面によるヒアリングを実施した団体

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 令和4年8月23日実施<ul style="list-style-type: none">○日本産業ストレス学会② 同年8月24日実施<ul style="list-style-type: none">○特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構 (COMHBO)③ 同年8月29日実施<ul style="list-style-type: none">○公益社団法人 日本教育会④ 同年8月30日実施<ul style="list-style-type: none">○一般社団法人 日本総合病院精神医学会⑤ 同年8月31日実施 (4団体を合同で実施)<ul style="list-style-type: none">○一般社団法人 日本公認心理師協会○一般社団法人 公認心理師の会○一般社団法人 公認心理師養成機関連盟○公認心理師養成大学教員連絡協議会⑥ 同年9月1日実施<ul style="list-style-type: none">○日本EAP協会⑦ 同年9月7日実施<ul style="list-style-type: none">○一般社団法人 日本スクールカウンセリング推進協議会⑧ 同年9月12日実施<ul style="list-style-type: none">○全国「精神病」者集団⑨ 同年9月22日実施<ul style="list-style-type: none">○公益社団法人 日本精神科病院協会⑩ 同年9月29日実施<ul style="list-style-type: none">○公益社団法人 日本精神神経学会 (多職種協働委員会) |
|--|

第3 令和5年度公認心理師活動状況等調査の結果

(1) 調査目的

文部科学省及び厚生労働省において、法附則第5条に基づき、平成29年の法施行以降の状況について検討を行い、社会保障審議会障害者部会に中間整理を報告した。当該中間整理において、約7万人の登録者を対象とする就労状況等の調査を早期に実施することとされており、公認心理師制度の検討に資することを目的として、公認心理師の登録者全員を対象とした活動状況等に関する調査を実施した。

(2) 実施主体

公認心理師試験研修センター

※調査受託事業者：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

※有識者による検討委員会において調査内容を検討（厚生労働省はオブザーバーとして検討に参加）

(3) 調査対象

令和5年10月末日時点の公認心理師登録者全員（71,732人）

(4) 調査期間

令和5年11月1日～11月30日

(5) 調査・周知の方法

- ・ 調査対象者にハガキを郵送し、Webアンケートサイトからの回答を依頼した。回答は任意であり、回答しないことによる不利益はないことを周知した。回答者はハガキに印刷されたQRコード等を介してサイトにアクセスし回答するものとした。
- ・ 文部科学省及び厚生労働省から、関係団体（職能団体、病院関係団体、学会、各種学校、自治体等）に対し、本調査の周知に協力を依頼する通知を発送した。
- ・ 公認心理師試験研修センターから、同センターにメールアドレスを登録している調査対象者に直接メールを送信することにより周知した。

(6) 調査項目

①基本属性、②勤務先機関、③心理的支援業務への従事状況、④心理的支援業務を実施している公認心理師の状況、⑤心理的支援業務を実施している公認心理師からのご意見・ご要望、⑥心理的支援業務を実施していない公認心理師の状況、⑦心理的支援業務を実施していない公認心理師からのご意見・ご要望
※令和5年11月1日時点の状況を回答

(7) 回答結果

登録者数 (※1)	調査対象数 (※2)	回答数	回答率 (※3)
71,732 人	71,408 人	38,827 人	54.4%

※1 令和5年10月末日時点の公認心理師登録者数

※2 本調査において宛先不明による返送数及び調査対象者死亡により回答不可となった方を登録者数から控除した

※3 (回答数/調査対象数) × 100

(8) 検討委員会

領域	氏名	所属
司法・犯罪	門本 泉	大正大学 教授
	○子安 増生	京都大学 名誉教授 (公認心理師試験研修センター執行理事)
教育	田村 節子	東京成徳大学 教授
(統計)	中村 知靖	九州大学 教授
保健医療	花村 温子	埼玉メディカルセンター心理療法室
産業・労働	水島 秀聡	小島プレス工業株式会社 安全健康部健康推進課
福祉	薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長

○：委員長、50音順・敬称略

(9) 調査結果

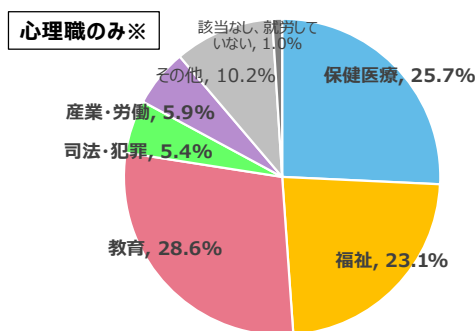
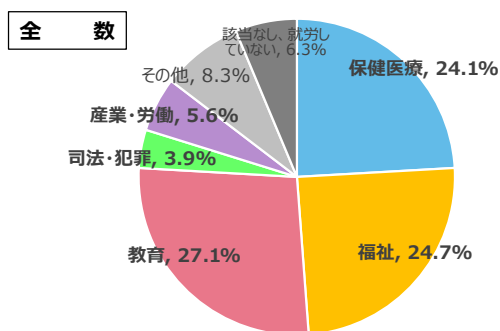
公認心理師の主たる勤務先について、分野別では、図2に示したとおり「保健医療分野」24.1%、「福祉分野」24.7%、「教育分野」27.1%、「司法・犯罪分野」3.9%、「産業・労働分野」5.6%であった。なお、令和2年度の調査においては、「保健医療分野」30.2%、「福祉分野」21.3%、「教育分野」28.9%、「司法・犯罪分野」3.8%、「産業・労働分野」6.0%であった。

図2：公認心理師の主たる勤務先（分野）

令和5年度公認心理師活動状況等調査結果
公認心理師の主たる勤務先（分野）

令和5年度 *有効回答数38,827

➤ 現在の雇用先機関のうち、主たる勤務先を1つ選択

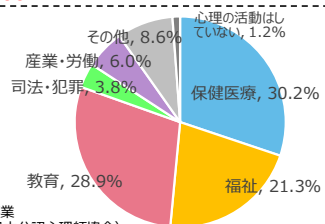


※「心理に関する職種として雇用され、心理的支援業務に従事している職場がある」を回答した者を抽出 *有効回答数22,307

出典：令和5年度公認心理師活動状況等調査（公認心理師試験研修センター）

令和2年度 *有効回答数13,000

➤ 公認心理師の専門性に基づく活動を行っている主たる活動分野を1つ選択



出典：令和2年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」（日本公認心理師協会）

勤務先機関（例）

- 【保健医療】 病院、診療所、保健所 等
- 【福祉】 障害者支援施設、児童福祉施設、児童相談所 等
- 【教育】 教育相談機関、学校、学生相談室 等
- 【司法・犯罪】 警察関係、裁判所関係、法務省関係 等
- 【産業・労働】 組織内外の健康管理・相談室 等
- 【その他】 私設心理相談室、大学等 等

公認心理師の主たる勤務先について、機関ごとの結果（図3）と、さらに当該機関において心理に関する職種として雇用されている者を抽出した結果（図4）を示す。

また、令和2年度の調査結果と比較すると、いずれの機関においても、雇用されている公認心理師の数が増えていることが分かった（図5）。

なお、詳細な調査結果は、公認心理師試験研修センターのホームページにおいて公表されている。

図3：公認心理師の主たる勤務先（機関）

公認心理師の主たる勤務先（機関） 有効回答数38,827

現在の雇用先機関のうち、主たる勤務先を1つ選択（公認心理師試験研修センター「令和5年度公認心理師活動状況等調査」Q2-2、R5年11月1日時点）

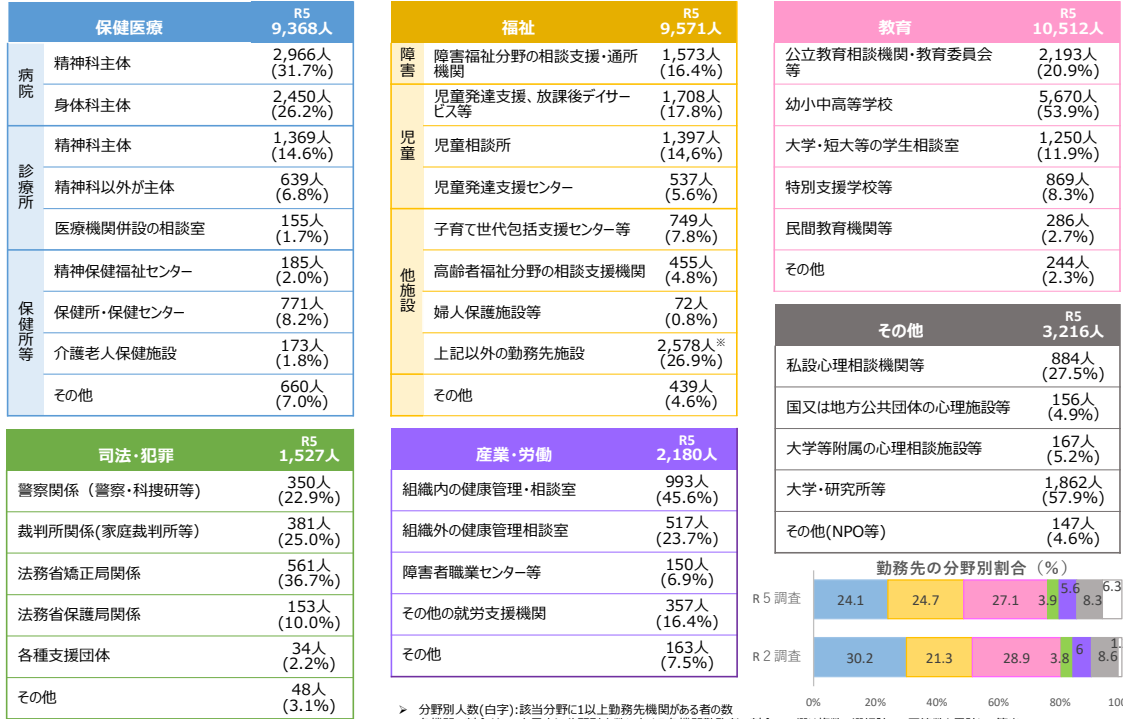


図4：公認心理師の主たる勤務先（機関）心理職

公認心理師の主たる勤務先（機関）心理職のみ※1 心理職からの有効回答数22,307

現在の雇用先機関のうち、主たる勤務先を1つ選択（公認心理師試験研修センター「令和5年度公認心理師活動状況等調査」Q2-2、R5年11月1日時点）
 ※1 Q3-1において「A:心理に関する職種として雇用され、心理的支援業務に従事している職場がある」を回答した者を抽出

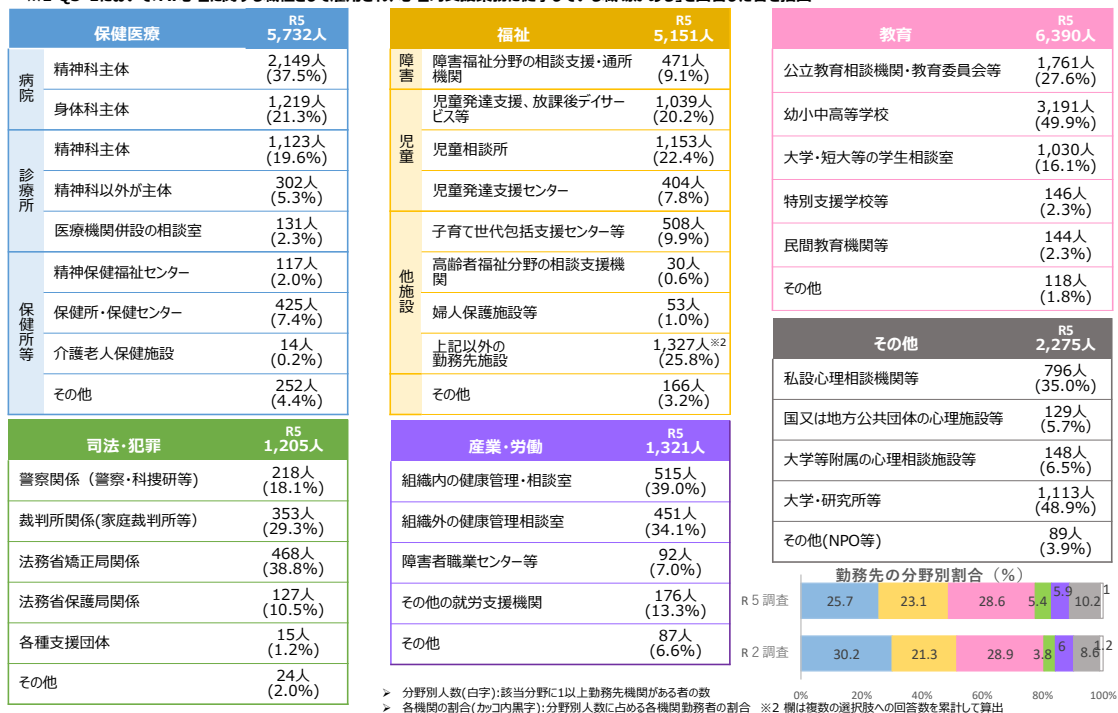


図5：公認心理師の勤務先（機関）令和2年度調査との比較

公認心理師の勤務先（機関）前回調査との比較 R5:有効回答数31,950（心理的支援業務に従事している職場がある回答者の数）
R2:推定有効回答数12,848（公認心理師の専門性に基づく活動をしている回答者の数）

➤ 現在の雇用先機関を複数選択（R5：公認心理師試験研修センター「令和5年度公認心理師活動状況等調査」Q3-1、R5年11月1日時点）
（R2：公認心理師協会「公認心理師の活動状況等に関する調査」QB～G、R2年9月1日時点）

保健医療		R5	R2	福祉		R5	R2	教育		R5	R2
		10,487人	5,305人			9,668人	3,780人			11,936人	5,338人
病院	精神科主体	3,330人 (31.8%)	1,608人 (30.3%)	障害 障害福祉分野の相談支 援・通所機関	1,560人 (16.2%)	952人※ (25.2%)	公立教育相談機関・教育 委員会等	2,936人 (24.6%)	1,322人 (24.8%)		
	身体科主体	2,388人 (22.8%)	1,376人 (25.9%)		児童発達支援、放課後 デイサービス等	2,094人 (21.7%)		-	幼小中等高等学校	10,044人 (84.1%)	3,196人※ (59.9%)
診療所	精神科主体	2,141人 (20.4%)	1,225人 (23.1%)	児童 児童相談所	1,357人 (14.0%)	645人 (17.1%)	大学・短大等の学生相談 室	2,193人 (18.4%)	1,166人 (21.8%)		
	精神科以外が主体	903人 (8.6%)	317人 (6.0%)	児童発達支援センター	697人 (7.2%)	582人 (15.4%)	特別支援学校等	924人 (7.7%)	370人 (6.9%)		
	医療機関併設の相談室	444人 (4.2%)	170人 (3.2%)	子育て世代包括 支援センター等	1,004人 (10.4%)	317人 (8.4%)	民間教育機関等	749人 (6.3%)	123人 (2.3%)		
保健所等	精神保健福祉センター	258人 (2.5%)	170人 (3.2%)	他施設 高齢者福祉分野の相談 支援機関	291人 (3.0%)	-	その他	361人 (3.0%)	358人 (6.7%)		
	保健所・保健センター	1,430人 (13.6%)	649人 (12.2%)		婦人保護施設等	114人 (1.2%)		109人※ (2.9%)	その他 R5 4,963人 R2 2,046人		
	介護老人保健施設	157人 (1.5%)	41人 (0.8%)	上記以外の 勤務先施設	3,538人※ (36.6%)	-	私設心理相談機関等	2,002人 (40.3%)	685人 (33.5%)		
	その他	633人 (6.0%)	250人 (4.7%)	その他	422人 (4.4%)	386人 (10.2%)	国又は地方公共団体の心理 支援施設等	293人 (5.9%)	-		
司法・犯罪		R5 1,731人	R2 681人	産業・労働		R5 3,049人	R2 1,413人	大学等附属の心理相談施設等	615人 (12.4%)	406人 (19.8%)	
警察関係（警察・科捜研等）	357人 (20.6%)	121人 (17.8%)	組織内の健康管理・相談室	1,495人 (49.0%)	713人 (50.5%)	大学・研究所等	2,333人 (47.0%)	830人 (40.6%)			
裁判所関係（家庭裁判所 等）	440人 (25.4%)	115人 (16.9%)	組織外の健康管理相談室	1,003人 (32.9%)	478人 (33.8%)	その他(NPO等)	456人 (9.2%)	315人※ (10.0%)			
法務省矯正局関係	619人 (35.8%)	257人 (35.7%)	障害者職業センター等	159人 (5.2%)	69人 (4.9%)						
法務省保護局関係	171人 (9.9%)	69人 (10.1%)	その他の就労支援機関	422人 (13.8%)	158人 (11.2%)						
各種支援団体	120人 (6.9%)	51人 (7.5%)	その他	238人 (7.8%)	105人 (7.4%)						
その他	72人 (4.2%)	35人 (5.1%)									

➤ 分野別人数(白字):該当分野に1以上勤務先機関がある者の数
➤ 各機関の割合(カッコ内黒字):分野別人数に占める各機関勤務者の割合 ※欄は複数の選択肢への回答数を累計して算出
➤ R2とR5の調査では施設の選択肢等が異なるため、比較を目的とし事務局にてとりまとめたもの

第4 公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討

前述の第1「法の規定の施行の状況及び公認心理師制度の現状」、第2「公認心理師や保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者への公認心理師法施行状況調査及びヒアリングの結果」、第3「令和5年度公認心理師活動状況等調査の結果」を踏まえ、文部科学省及び厚生労働省において、公認心理師法の施行状況と今後の取組について検討し、以下のとおり取りまとめた。

(1) 公認心理師の活動について

ア 公認心理師の活躍の場の拡大に向けた取組について

これまでの調査事業及び関係者へのヒアリング、令和5年度公認心理師活動状況等調査の結果（以下「調査等の結果」という。）により、公認心理師が保健医療、福祉、教育等の各分野において、法第2条各号に定める行為（以下「支援行為」という。）を担っていること、また、心の健康に係る制度施策への更なる貢献、ひいては国民の心の健康の保持増進への更なる寄与が期待されていることが把握できた。同時に、こうした役割をより一層推進するため、医療機関や福祉施設、教育機関等において、これまで以上に積極的に公認心理師を活用すること及び公認心理師の雇用や配置を更に強化することを進めてほしいとの意見があった。

また、保健医療、福祉、教育等を提供するその他の関係者からは、公認心理師の社会的認知度が向上したという意見があった。当事者関係団体のヒアリングにおいても、心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）が公認心理師から心理検査等の分析や詳しい説明を受けること、心理療法の理論や方法に基づいた支援を受けること等により、自己対処法が増えることにつながり、心理専門職ならではの助言が役立ったという意見があった。一方、当事者関係団体からは、公認心理師の支援を受けた経験がないといった意見や、公認心理師の活動についてよく知らないといった指摘もあり、公認心理師の役割や活動分野の明確化及び広報活動などを通じ、要支援者にとって相談機会の増加につなげる取組が期待されている。

これまで厚生労働省では、公認心理師の活用に資するため、推進事業等の調査において公認心理師の実態調査を実施し、その役割、どのような分野及び施設に配置されているか、具体的な支援方法など、実態の把握に努めている。また、法の規定の施行状況について更に検討を加える上で、公認心理師全体の最新の状況を把握する必要があったことから、令和5年度において公認心理師の

登録者約7万人を対象とした活動状況等の調査を実施した。調査の結果、各分野における公認心理師の配置が拡大していることが明らかとなった。

こうした調査は、国及び地方公共団体が公認心理師をどう活用すればよいか、国民が支援を必要とした時にどのようにして公認心理師にアクセスすればよいか等の把握にも資することを目的としている。引き続き、調査事業の結果を関係者に周知し、公認心理師の活躍の場の拡大に生かすとともに、国としても、行政説明の機会に当該調査結果を提示するなど、公認心理師の活躍の場の拡大に資するよう、機会を捉えて周知に努めていく。

なお、公認心理師制度の推進を図っていく上で、公認心理師の最新の実態を把握する必要があるため、公認心理師活動状況等調査は今後も定期的に実施することを検討する。

加えて、更なる公認心理師の配置の拡充に向けた対応として、例えば、保健医療分野において、公認心理師に係る診療報酬上の評価を充実させ、その収益を担保し、医療機関が公認心理師を雇用しやすい体制の整備、なおかつ常勤職員としての採用など安定した雇用形態を増加させる体制を整備すべきとの指摘があった。

公認心理師は診療の補助に当たる行為を行えない資格であり、その業務を行うに当たって要支援者に当該支援に係る主治の医師があるときは、主治の医師の指示の下で要支援者の心理状態を観察しその結果を分析することや、要支援者に対してその心理に関する相談に応じることなどを業として行うものである。診療報酬上評価する心理職については、これまで臨床心理技術者としていたところ、経過措置を設けた上で公認心理師に統一することとされている。また、算定要件については、公認心理師に係る評価として「小児特定疾患カウンセリング料」、「がん患者指導管理料」、「療養・就労両立支援指導料」など徐々に拡大している。さらに、令和6年度改定においては、通院・在宅精神療法の加算として「心理支援加算」、「児童思春期支援指導加算」等が新設された。診療報酬については、厚生労働省に設置される「中央社会保険医療協議会」による審議・答申の後決定される。今後も引き続き、関係審議会等の各制度への検討に資するよう、関係団体からの意見を伺いつつ、調査研究を実施するなど、公認心理師による支援の実態や社会からのニーズを把握し、公認心理師の活動の更なる推進に寄与していく。

なお、公認心理師の活動を推進する上で、公認心理師による支援の有効性等に係るエビデンスを示すため、定期的な調査や検証、関係職種との共同研究等の

必要性が指摘されている。令和5年度からは、厚生労働科学研究費補助金により「医療機関における心理検査の実施実態と活用可能性に関する研究」を実施しているところである。本研究は、医療機関における公認心理師の心理検査の実施の実態について、実施前後の状況も踏まえて検討を行い、心理的アセスメントにおける心理検査の効果的な活用方法を明らかにすることを目的とするものである。こうした研究を含め、引き続き必要な調査や検証等に取り組んでいく。

イ 保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方について

法案に関する附帯決議として、法附則第5条の規定による法の施行後5年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えることが決議された。

公認心理師と多職種との連携については、令和2年度推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」や、令和5年度公認心理師活動状況等調査において、公認心理師の活動状況等に係る調査を実施し、公認心理師が連携する職種を調査した。当該調査によれば、公認心理師がその専門性に基づく活動において連携を行う場合、医師、看護師、精神保健福祉士、児童福祉関係者、学校教職員など、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者など、幅広い職種と連携している実態が明らかとなっている。

加えて、関係者へのヒアリング及び令和5年度公認心理師活動状況等調査では、国家資格化されたことによるメリットとして、心理職としての業が法に明確化されたことや、業務を行うに当たっての各種義務が規定されたことにより、他の国家資格である職種と対等な立場で情報共有や連携が行えるようになり、支援行為の更なる円滑化に繋がっているとの指摘があった。また、医師、看護師、精神保健福祉士、児童福祉関係者、学校教職員など、公認心理師と連携する職種の者からは、公認心理師が貢献している役割の一つとして、関係者との連携が挙げられている。具体的には、多職種によって構成される支援チームに公認心理師が参加、協働し、心理学に関する専門的知識及び技術をもって助言等を行うこと、チーム関係者の力動を踏まえたマネジメントの役割を担うことなどにより、チーム機能が向上することなどが挙げられている。さらに、同一の分野にとどまらず、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等

の分野に配置されている心理専門職として、他分野との連携及び協働に際して、橋渡し役として貢献しているとの意見もあった。以上のことから、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携において、より良い支援体制の構築に向け、公認心理師がその役割を担っていることが認められた。

関係職種との連携について、公認心理師の更なる寄与が期待されている中、連携を推進していく上での課題として、令和4年度推進事業「公認心理師の多様な活躍につながる人材育成の在り方に資する調査」（以下「令和4年度推進事業」という。）における保健医療、福祉、教育等の分野に勤務する公認心理師へのヒアリング調査では、

- ・ 1対1の面接だけでなく、多職種協働やアウトリーチを含めたより広域の臨床観を持つ必要がある
- ・ 養成において関係職種の役割を理解、経験することが重要
- ・ 関係職種に心理職の強みを理解してもらうには、心理職が関係職種への説明を十分に行い、相互理解を深めることが必要

といった指摘があった。また、当該調査においては、公認心理師と多職種との連携を含む、公認心理師の活動事例を収集している。こうした調査事業において得られた公認心理師の連携等の実態を活用し、関係職種に対し、公認心理師の役割について更なる理解が得られるよう周知を図る。当該調査結果において得られた養成上の指摘等は、後述するカリキュラム及び資格取得後の継続的及び包括的な生涯研修制度等を検討していく上で参考とする。

また、法第42条第2項に、公認心理師は、その業務を行うに当たって要支援者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない旨の義務を規定している。当該規定は、公認心理師が行う支援行為は、診療の補助を含む医行為には当たらないが、例えば、公認心理師の意図によるものかどうかに関わらず、当該公認心理師が要支援者に対して、主治の医師の治療方針とは異なる支援行為を行うこと等によって、結果として要支援者の状態に効果的な改善が図られない可能性があることに鑑み、要支援者に主治の医師がある場合に、その治療方針と公認心理師の支援行為の内容との齟齬を避けるために設けられた規定である。

さらに、公認心理師が業務を行うに当たり、当該規定の運用について、公認心理師の専門性や自立性を損なうことのないよう運用基準を明らかにし、公認心理師の業務が円滑に行われるよう配慮することが求められた。このことに対し

運用基準³を通知しているところ、法案に関する附帯決議に基づき、今般の法の規定の施行状況の検討においては、当該規定及び基準が、現場において適切に運用されているかについても検討することとした。今回のヒアリングにおいて得られた当該規定及び基準に係る指摘としては、当該規定及び基準はその目的に照らし有効に機能しており、維持すべきとの意見が多数あった。したがって、引き続き、当該規定及び基準が適切に運用されるよう周知を図っていく。

(2) 公認心理師の養成及び資質の向上について

ア カリキュラム等について

公認心理師の養成において、施行規則第1条の2及び第2条に規定する科目の詳細については、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成29年9月15日付け29文科初第879号・障発0915第8号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「科目通知」という。）で定めている。法の施行後、多くの大学等及び大学院から、公認心理師となるために必要な科目の開講に係る申請が文部科学省及び厚生労働省へ提出された。現在の大学等及び大学院の数は、令和6年3月末日時点で232校である。平成30年度から大学1年次を対象に公認心理師となるために必要な科目を開講した場合、令和5年度に大学院2年次でカリキュラムを修了している。各大学等及び大学院においては、科目通知の内容に基づきカリキュラムを実施しており、前述のとおり令和6年3月の第7回試験においては、当該カリキュラムを修了した受験者が多数を占めている。また、今回のヒアリングで、公認心理師が心理職として国家資格化されたことに伴い、既に心理の専門職として活動している者が公認心理師となった場合においては、試験や公認心理師を対象とした研修等により、専門的な知識及び技能並びに支援行為の質が高度化・均質化され、関係者や要支援者からの信頼及び安心感が向上したとの意見があった。

一方で、臨床現場に必要なより高度な専門的知識及び技術を備えた人材育成に向け、養成の更なる適正化、高度化・均質化を目指し、カリキュラムの修正及び充実、コアカリキュラムの策定が必要であるとの指摘があった。こうした具体的な教育内容に係る個別の事項については、大学等及び大学院の6年間の養

³ 「公認心理師法第42条第2項に係る主治の医師の指示に関する運用基準について」（平成30年1月31日付け29文科初第1391号・障発0131第3号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

成を経た公認心理師の各分野における活動状況の評価等を踏まえ、必要に応じて適時に公認心理師カリキュラム等検討会を開催し検討を行う。

なお、公認心理師カリキュラム等検討会を開催する場合は、社会からのニーズを踏まえ、公認心理師として養成する人材像を明確化した上で、そのために必要なカリキュラム、それらを踏まえた試験について検討を行うなど、体系的な議論とすることに留意する。また、公認心理師として養成する人材像、カリキュラム、試験それぞれの到達目標の整合性を図るなど、一貫した養成課程の構築を目指す。加えて、今回のヒアリングで得られた公認心理師に期待される役割並びに調査事業によって得られた公認心理師の実態及び活動の事例等は、現場で求められている具体的事例として、今後のカリキュラムを検討する上で参考とするのが望ましい。

今回のヒアリングにおいて、前述した区分B及び区分Fの受験資格の要件となるプログラム施設については、更なる普及により、公認心理師を目指す人材の確保につなげるべきとの意見があった。プログラム施設については、「公認心理師法第7条第2号に規定する施設の文部科学大臣及び厚生労働大臣による認定等について」（平成29年12月8日付け29文科初第1166号・障発1204第3号、文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で、プログラムの認定基準について定めている。今後も引き続き、プログラム修了者の質の担保の観点から当該認定基準に基づき、審査を行っていく。

イ 実習演習科目の実施体制の整備について

施行規則第1条の2及び第2条に規定する公認心理師となるために必要な科目のうち、施行規則第1条第25号及び第2条第10号に掲げる科目（以下「実習科目」という。）は、要支援者等に対して支援を実践すること等を行うもので、実践力の高い人材を養成する上で、非常に重要な科目である。各大学等及び大学院は、科目通知に基づき、実習科目を開講している。令和3年度推進事業「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」では、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪及び産業・労働の各分野において、個人面接、アセスメント、家族支援、心理教育等に係る内容の実習が実施されていることを確認した。

「公認心理師養成に係る実習生の受入れに関する御協力をお願いについて（依頼）」（平成29年9月15日付け29文科初第883号・障発0915第11号、文部

科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を各都道府県知事宛てに通知し、実習生の受入れについて、都道府県教育委員会、管内の市区町村、各施設、事業所等へ周知すること、また、その支援及び配慮を依頼し、公認心理師の養成において実習教育の場が円滑に確保されるよう対応している。

調査等の結果において、公認心理師の質の更なる維持・向上のため、大学等及び大学院における心理演習及び心理実習並びに心理実践実習（以下「実習演習科目」という。）の指導体制を整え、実習演習内容をより充実させることの必要性について指摘があった。

実習演習科目の指導体制の整備に向け、令和4年度推進事業において、公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会の科目と内容等を検討した。当該調査による成果を踏まえて、令和5年5月に当該講習会の内容を告示し、令和5年度から継続して、国庫補助による公認心理師実習演習担当教員及び実習指導者養成講習会事業を実施している。

また、科目通知において、公認心理師となるために必要な科目のうち実習演習科目を行う上での留意事項を定めているが、関係者へのヒアリングの内容を踏まえ、より実態に即したものとするため、現行の科目通知の改正や、実習指導ガイドラインの作成の有無を含めた検討を行う。

なお、令和元年度推進事業「公認心理師の養成や資質向上に向けた実習に関する調査」（以下「令和元年度推進事業」という。）において、大学等及び大学院の実習の在り方が示されている。当該調査において、実習指導の質の維持・向上のための一つの方法として、実習指導のためのガイドラインなどを通じ、実習内容の標準化及び具体化を行うことが示されている。当該ガイドラインについては、大学等及び大学院や、臨床現場が、実習指導に取り組みやすい仕組みを整備するため、関係者が密に協議し、体系的な内容を構築することが望ましい。

また、公認心理師の配置が不足している機関では、実習指導の体制整備が難しいとの課題もあるため、今後、体制整備に向けた検討を公認心理師の配置の拡充等の対応と並行して行っていく。

ウ 試験の体制整備について

前述したとおり、法の施行から令和5年度までの間に計7回の試験を実施してきた。試験は法に基づき毎年1回以上実施しており、令和6年3月末日時点の

公認心理師の登録者数は71,987人である。関係者へのヒアリングで、試験の出題基準が、カリキュラムと連動している点についても評価されていることを確認した。一方、資格取得後に現場で必要とされる知識について、より適切に試験で評価できる内容とすること、試験実施後に試験問題に対する評価を行い試験問題の質の向上を図ること等、試験実施の一層の体制強化が必要である点について指摘があった。なお、試験事務は、公認心理師試験研修センターが実施しているところ、第7回試験後に、試験問題の評価等を行う委員会を設置し、試験事務の更なる改善に向けた取組を行っている。文部科学省及び厚生労働省としては、引き続き、適正な試験の実施に努めていく。

また、関係者へのヒアリングで、大学院修了者等の就職に配慮し、試験日や合格発表日について他の国家試験と同様2～3月頃に移行するべきとの指摘があった。第7回試験は令和6年3月に実施しており、第8回試験以降も継続して3月頃に試験を実施する予定である。

エ 研修制度について

調査等の結果において、心理職の国家資格化により、要支援者等の支援行為に従事する者の資質の向上及びその業務の適正化が図られたことに伴い、心理職への信頼が向上したとの意見があった。一方で、

- ・ 公認心理師は保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等、広範な分野で活動するため、養成段階において全ての分野の専門的知識、技能、関係法規等の理解を深化することが難しいこと
- ・ 公認心理師の配置が進んでいない施設においては、就職した者への研修を十分に行うことが難しいこと
- ・ 特例措置で公認心理師となった者の経験やバックグラウンドは様々であること

という指摘があった。したがって、公認心理師の資質の更なる高度化・均質化を目指すため、資格取得後の継続的及び包括的な生涯研修制度が必要という意見があった。現状、2つの職能団体がそれぞれ研修制度と関連した認定・専門資格を設けているところ、更なる資質の均質化、より専門的な資質を客観的に担保する仕組みを構築するため、より体系的な研修制度の整備を望む意見があった。

生涯研修制度の重要性については、関係者へのヒアリングでの指摘のとおりであり、現状、関係団体がそれぞれの特性を踏まえ、公認心理師の資質の向上に

向けた取組を行っているところ、関係団体が相互に連携及び協働しながら、公認心理師が生涯にわたり体系的に研修に取り組める仕組みの構築が進むよう支援する。

なお、令和元年度推進事業において、「公認心理師の養成と資質向上という側面に関しては、公認心理師の養成教育と実習、卒後の臨床実務、生涯学習としての資質や専門性の向上というプロセスを連続性のある形で進める必要がある」と指摘されており、カリキュラム及び生涯研修制度を検討するに当たっては、当該指摘についても留意する必要がある。

第5 まとめ

これまでの調査等の結果を踏まえると、公認心理師は、要支援者等への支援行為を行うに当たって、保健医療、福祉、教育その他の分野において、国民の心の健康の保持増進に寄与するという役割を担えている。また、公認心理師は、その業務を行うに当たって、適宜、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者等と連携できている。公認心理師の配置の拡大については、徐々に推進されているところ、引き続き、調査研究等において得られた結果を活用しつつ、関係団体と協働しながら配置の拡大に向けて取り組んでいく。

公認心理師の養成については、公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等及び大学院並びにプログラム施設において、カリキュラムに基づく適正な養成が行われている。また、試験の実施については、法に基づき毎年1回以上行い、これまで計7回の試験を実施したところであり、令和6年3月末日時点の公認心理師の登録者数は71,987人である。カリキュラム及び試験については、関係団体の意見並びに令和6年4月以降の大学等及び大学院の養成を経た公認心理師への評価を踏まえ、必要に応じて公認心理師カリキュラム等検討会を開催し、より適正な実施を推進していく。

なお、公認心理師の活躍の場の拡大及び公認心理師の資質の向上については、前述のとおり相互に関連する部分があることから、並行して推進していく。

法の施行からこれまでの間、各分野における公認心理師の配置は拡大してきており、法についても円滑に施行されている。また、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与するという法の目的が達成されている。

一方、公認心理師の活動や養成等の現状について、いくつかの課題も指摘されていることから、文部科学省及び厚生労働省においては、法の規定が円滑に施行されるよう、取りまとめの結果も踏まえ、行政、公認心理師関係諸団体及び各分野の関係者と協働し、引き続き必要な取組を進めていく。

参考資料

参考資料 1 施行状況及び公認心理師制度の現行

参考資料 2 公認心理師法施行状況調査票

参考資料 3 公認心理師法施行状況調査結果

(注) 本参考資料は令和4年7月にまとめたものであり、関係団体へのヒアリング時に、調査票と併せて送付したものである。

施行状況及び公認心理師制度の現行

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室



公認心理師法附則第5条への対応

■ 令和4年度は公認心理師法（以下「法」という。）施行後5年目にあたり、法附則第5条に基づき施行状況についての検討が必要。

公認心理師法（平成27年法律第68号）

附則（検討）
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

公認心理師法案に関する附帯決議

（衆議院）
六 同法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

（参議院）
六 本法附則第五条の規定による施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること。

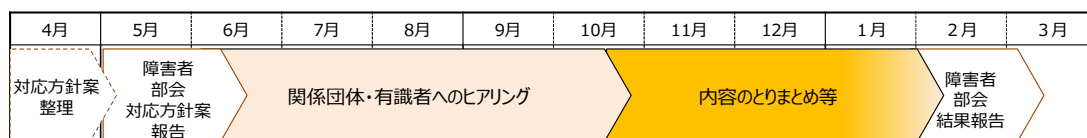
対応の方針

<施行状況の確認> 施行状況に係る調査結果や試験実施状況等の取りまとめ資料を作成。

<ヒアリングについて> 公認心理師や保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に対し、公認心理師の活動状況及び関係者との連携についてヒアリングを実施。ヒアリング内容としては、連携を含む公認心理師の活用事例、公認心理師の配置による利点、養成や制度に関する意見、今後期待すること等を想定する。

<結果の報告> 施行状況・ヒアリングの結果及びそれをふまえた課題や方針等を障害者部会にて報告。（令和5年2月頃）

【今後のスケジュール】



公認心理師法の施行状況の概要について

▷公認心理師試験・登録

公認心理師試験：平成30年に第1回公認心理師試験を実施（毎年1回以上実施）
試験に合格後、公認心理師登録簿に登録されることで公認心理師となる。
資格登録者数：54,248人（令和4年3月末現在）
※ 試験事務・登録事務については、指定試験機関及び指定登録機関である「一般財団法人日本心理研修センター」が行う。

▷公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目を開講する大学等の状況

大学等が公認心理師となるために必要な科目を開講する場合は、通知「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」に基づき、文部科学省及び厚生労働省に必要書類を提出することとなっている。提出があった大学等の数は以下のとおり。（令和4年6月時点。開講予定の大学等も含む。）

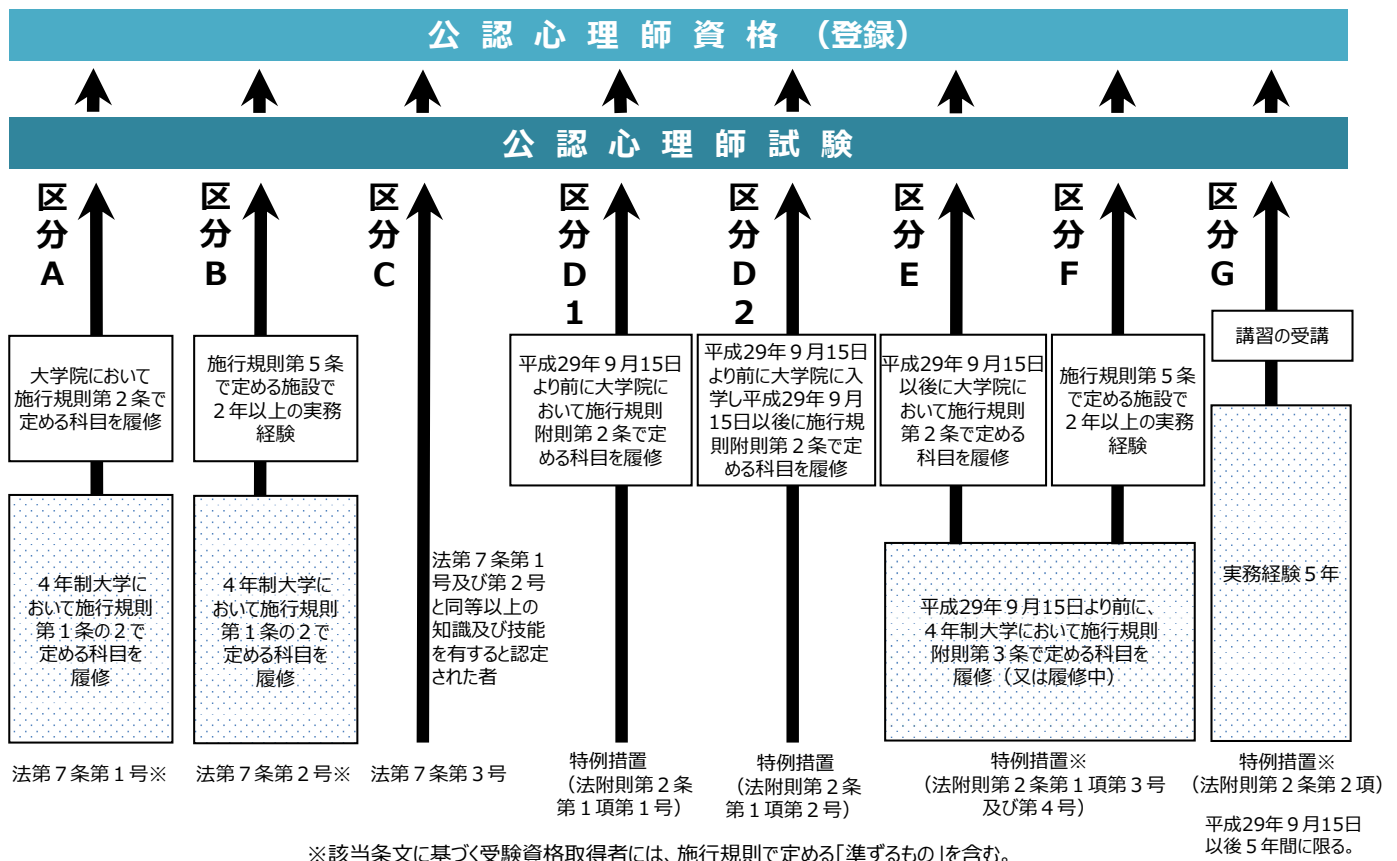
養成大学数：238校 大学院のみ開講：6大学
学部及び大学院において開講：181大学 学部のみ開講：51大学（専修学校の専門課程1校を含む）

▷公認心理師法第7条第2号に規定する施設の認定状況

公認心理師法では、大学卒業後、一定の要件を満たした施設において、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為（要心理支援者に対する相談援助等）を業として2年以上行った者に受験資格を与えることとしており、この施設の認定は文部科学省及び厚生労働省で行っている。施設の認定状況は下表のとおり。（令和3年10月末時点。）

No.	都道府県	施設名	No.	都道府県	施設名
1	全国	少年鑑別所及び刑事施設	6	岡山県	学校法人川崎学園 川崎医科大学附属病院
2	青森県	一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院	7	岡山県	学校法人川崎学園 川崎医科大学総合医療センター
3	全国	裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所	8	福岡県	社会福祉法人風と虹 筑後いずみ園
4	静岡県	医療法人至空会 メンタルクリニック・ダダ	9	北海道	社会福祉法人楡の会
5	北海道	医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック			

公認心理師の資格取得方法について



公認心理師試験について

	試験日	合格発表日	受験者数	合格者数	合格率
第1回	平成30年9月9日(日) ※北海道胆振東部地震の影響で、 平成30年12月16日(日)追加 試験実施。	平成30年11月30日(金) ※追加試験については、 平成31年1月31日(木)	36,103人	28,574人	79.1%
第2回	令和元年8月4日(日)	令和元年9月13日(金)	16,949人	7,864人	46.4%
第3回	令和2年12月20日(日)	令和3年2月12日(金)	13,629人	7,282人	53.4%
第4回	令和3年9月19日(日)	令和3年10月29日(金)	21,055人	12,329人	58.6%
第5回	令和4年7月17日(日)	令和4年8月26日(金)	-	-	-

■試験地：

北海道、宮城県、東京都、神奈川県（第1回のみ）、愛知県、大阪府、兵庫県（第1回、第5回のみ）、岡山県、広島県（第5回のみ）、福岡県、長崎県（第5回のみ）、大分県（第5回のみ）

■試験内容：

公認心理師として必要な知識及び技能について

■資格登録：

合格者の申請をもって、順次、公認心理師登録簿に登録する。
資格登録者数は、54,248人（令和4年3月末現在）

公認心理師試験について

○公認心理師試験第1～4回の各区分ごとの合格者等 (人)

受験申込 区分	第1回		第2回		第3回		第4回		総計		区分ごとの 合格率（総計）
	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	
区分A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
区分B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
区分C	4	4	6	4	9	9	4	3	23	20	87.0%
区分D1	17,297	14,840	3,507	1,879	1,440	798	1,176	791	23,420	18,308	78.2%
区分D2	1,608	1,199	2,130	1,253	838	516	446	306	5,022	3,274	65.2%
区分E	0	0	0	0	936	758	1,335	1,142	2,271	1,900	83.7%
区分F	0	0	0	0	0	0	19	18	19	18	94.7%
区分G	17,194	12,531	11,306	4,728	10,406	5,201	18,075	10,069	56,981	32,529	57.1%
小計	36,103	28,574	16,949	7,864	13,629	7,282	21,055	12,329	87,736	56,049	63.9%

日本心理研修センターの指定について

公認心理師法第10条、第36条に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、一般財団法人日本心理研修センターを指定試験機関、指定登録機関に指定し、試験事務及び登録事務を行わせている。

- 指定試験機関及び指定登録機関の名称
一般財団法人日本心理研修センター
- 法人の目的
心理支援に携わる専門職の能力を保持向上させることにより、人々の心身の健康の維持向上に寄与すること
- 設立
平成25年4月に設立
- 指定日
平成28年4月1日（公認心理師法第10条第1項の規定に基づき、指定試験機関として指定）
平成29年11月1日（公認心理師法第36条第1項の規定に基づき、指定登録機関として指定）

(指定試験機関の指定)

第10条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 申請者が、第22条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
 - 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者（指定登録機関の指定等）

第36条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、公認心理師の登録の実施に関する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定は、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

公認心理師試験委員について (公認心理師法 第14条関係)

公認心理師試験委員について

公認心理師法第14条に基づき指定試験機関である一般財団法人日本心理研修センターは公認心理師試験委員を選任し、公認心理師としての必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行わせている。公認心理師試験委員については、試験施行期日等の官報での公告に併せ、例年試験日の約半年ほど前を目処に官報で公告している。

○第5回公認心理師試験の試験委員

試験委員長 吉田 素文

副試験委員長

黒木 俊秀 森岡 正芳

試験委員

青木佐奈枝	浅野 倫子	芦澤 政子	安藤 哲也	石井 秀宗	井出 智博	伊藤 拓
伊野 美幸	岩井 圭司	遠藤 利彦	小塩 真司	風間 雅江	加藤 伸司	河合 啓介
川畑 直人	河原純一郎	北村 英哉	小泉 隆平	幸田るみ子	佐野みゆき	沢宮 容子
下田 芳幸	神野 尚三	杉江 征	杉原 保史	須藤 明	高野 明	高橋 純一
田崎 博一	田附あえか	田中 健吾	堤 明純	鳥居 深雪	中川 敦夫	中村 知靖
能智 正博	野村 晴夫	橋本 創一	松浦 真澄	松田 修	松本真理子	宮岡 佳子
村井潤一郎	山本 哲也					

第14条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、公認心理師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、公認心理師試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

- 2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。
- 3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、文部科学省令・厚生労働省令で定めるところにより、文部科学大臣及び厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があったときも、同様とする。

公認心理師の配置状況について（2020年9月時点）

保健医療 30.2%	
□病院	
・精神科病院	30.3%
・一般病院	25.9%
□診療所	
・診療所/精神科主体	23.1%
・一般診療所	6.0%
・医療機関併設の相談室	3.2%
□保健所等	
・精神保健福祉センター	3.2%
・保健所・保健センター	12.2%
・介護老人保健施設	0.8% 等

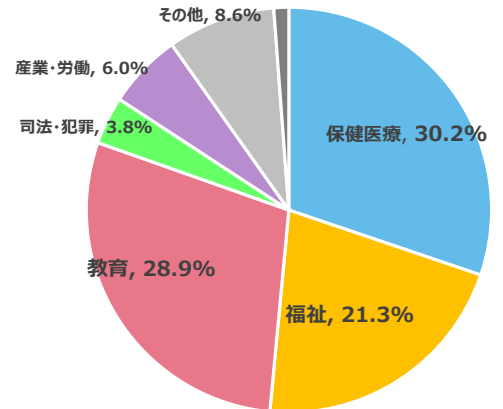
司法・犯罪 3.8%	
□警察関係 （警察, 科学捜査研究所等） 17.8%	
□裁判所関係 （家庭裁判所等） 16.9%	
□法務省関係	
・矯正局関係（少年鑑別所, 少年院, 刑事施設等）	37.7%
・保護局関係（保護観察所, 地方更生保護委員会等）	10.1%
□その他	
・NPO団体（被害者支援, 加害者更正支援等）	7.5% 等

福祉 21.3%	
□障害者	
・障害者支援施設等	9.3%
・障害福祉サービス事業所等	8.9%
□児童	
・児童相談所	17.1%
・障害児通所支援事業所等	11.1%
・児童発達支援センター	15.4%
□その他	
・子育て世代包括支援センター等	8.4%
・老人福祉施設	1.8%
・婦人保護施設	0.9% 等

産業・労働 6.0%	
□組織内	
・健康管理・相談室	50.5%
□組織外	
・健康管理・相談室	33.8%
・障害者職業センター等	4.9%
・その他の就労支援機関	11.2% 等

その他 8.6%	
□私設心理相談	
・私設心理相談機関等	33.5%
・大学等附属の心理相談施設等	19.8%
□大学等	
・大学・研究所等	40.6%
□その他	
・NPO等	10.0% 等

教育 28.9%	
□教育相談機関等	
・公立教育相談機関・教育委員会等	24.8%
□スクールカウンセラー・学生相談室	
・幼小中高スクールカウンセラー	56.4%
・大学・短大等の学生相談室	21.8%
□その他	
・民間教育機関等	2.3%
・幼小中高等学校教諭	3.5% 等



令和2年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」公認心理師協会（2021）
*有効回答数13,000

【様式 1】

(公認心理師関係団体へ配布)

公認心理師法施行状況調査票

御所属： _____

御担当者氏名： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

ヒアリングを希望 (する・しない)

公認心理師としての視点から以下の項目に御回答ください。

1. 国家資格化に係るメリットについて

○心理職が国家資格化されたことや公認心理師が各施設に配置されたことでのメリットについて、どのようなものがあるか教えてください。

2. 公認心理師としての貢献について

○勤務先の施設やその領域において公認心理師としてどのような面で貢献できているか、その役割や、組織内外の他職種との協働等について教えてください。

3. 公認心理師に期待されていることについて

○社会や国民、各領域において公認心理師に期待されていることとして、各領域で求められる具体的な役割や業務、理想とされる公認心理師像、期待される専門性等について教えてください。

【様式1】

4. 公認心理師に係る今後の課題について

○公認心理師の制度や養成、公認心理師の活動等に係る今後の課題として、前記「3.」を達成するために必要な課題や、「公認心理師法施行状況について」※等を参考に課題等を教えてください。

※「【別添】〈参考資料〉公認心理師法施行状況について」を参照

※なお、公認心理師法第7条第1号（いわゆる「区分A」）に該当する者は、令和4年度現在、通常大学院1年次に在籍しています。現段階で大学及び大学院において、公認心理師となるために必要な科目を修めて、公認心理師としての登録を受けた者はいません。そのため現時点の公認心理師の養成に係る課題については、現在の公認心理師の活動状況等を踏まえ回答をお願いします。大学及び大学院における区分Aの養成課程の課題については令和6年以降、区分Aを経て公認心理師となる者が輩出されたのちに考えて参ります。

5. その他

公認心理師やその制度に係る御意見、御要望等があれば教えてください。

【様式1】

(保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体へ配布)

公認心理師法施行状況調査票

御所属：_____

御担当者氏名：_____

電話番号：_____

メールアドレス：_____

ヒアリングを希望 (する・しない)

公認心理師と関係する者、連携する者及び雇用する者等の視点から以下の項目に御回答ください。

1. 国家資格化に係るメリットについて

○心理職が国家資格化されたことや公認心理師が各施設に配置されたことでのメリットについて、どのようなものがあるか教えてください。

2. 公認心理師の貢献について

○貴施設等やその領域において公認心理師がどのような面で貢献できているか、その役割や、組織内外の他職種との協働等について教えてください。

3. 公認心理師に期待することについて

○公認心理師に期待することとして、各領域で求められる具体的な役割や業務、理想とする公認心理師像、期待する専門性等について教えてください。

【様式1】

4. 公認心理師に係る今後の課題について

○公認心理師の制度や養成、公認心理師の活動等に係る今後の課題として、前記「3.」を達成するために必要な課題や、「公認心理師法施行状況について」※等を参考に課題等を教えてください。

※「【別添】〈参考資料〉公認心理師法施行状況について」を参照

※なお、公認心理師法第7条第1号（いわゆる「区分A」）に該当する者は、令和4年度現在、通常大学院1年次に在籍しています。現段階で大学及び大学院において、公認心理師となるために必要な科目を修めて、公認心理師としての登録を受けた者はいません。そのため現時点の公認心理師の養成に係る課題については、現在の公認心理師の活動状況等を踏まえ回答をお願いします。大学及び大学院における区分Aの養成課程の課題については令和6年以降、区分Aを経て公認心理師となる者が輩出されたのちに考えて参ります。

5. その他

公認心理師やその制度に係る御意見、御要望等があれば教えてください。

【様式1】

(当事者関係団体へ配布)

公認心理師法施行状況調査票

御所属： _____

御担当者氏名： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

ヒアリングを希望 (する・しない)

心理職の国家資格として公認心理師が誕生し5年が経過します。公認心理師は、病院や福祉施設の心理職や、学校のスクールカウンセラーなどとして、様々な領域において支援を行っています。公認心理師に関する御意見について教えてください。

1. 公認心理師が配置されたことで良かった点について

○公認心理師が配置されたことで役立った点や良かった点について教えてください。

例) 心理の専門職に相談できたことで不安が軽減された。心理検査の結果をわかりやすく教えてもらって自己理解に繋がった。等

2. 公認心理師の今後の課題について

○公認心理師に、どのような支援をして欲しいか、期待することや、今後の課題、要望などがあれば教えてください。

例) ○○のような支援を行ってほしい。○○に配置してほしい。等

【様式1】

3. その他

○その他、公認心理師についての御意見、御要望等があれば教えてください。

公認心理師法施行状況調査結果

文部科学省及び厚生労働省では、法の規定の施行の状況について、実態を踏まえた対応を行う観点から、公認心理師関係団体や、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者に係る団体、当事者関係団体、計26団体に対するヒアリングとして、別添の参考資料2「公認心理師法施行状況調査票」を送付し回答を収集した。また、26団体のうち対面のヒアリングを希望した団体に対しては、令和4年8月から同年9月までの間、それぞれオンラインによる対面のヒアリングを実施した。

ヒアリングにおいて得られた主な意見は以下の通りである。

1-a. 心理職が国家資格化されたことや公認心理師が各施設に配置されたことでのメリットについて教えてください（公認心理師関係団体、関連職種団体）。

（信頼性の向上について）

- 専門的な知識技能の高度化及び均質化により、業務の質が担保され、関係者や要支援者の信頼性及び安心感が一層向上した。
- 法的枠組みによる業務や役割、義務規定等が明確化されたところ、他の国家資格を有する職種と対等に情報共有や連携が行えるようになった。

（制度施策への反映について）

- 診療報酬、教育センターへの配置、ストレスチェック実施者等、国民の心の健康の保持増進に係る制度施策において少しずつ公認心理師が携わることが可能となっている。

（認知度の向上について）

- 公認心理師の存在や役割について社会的認知度が高まり、活動の幅や機会が増えた。
- 進学や就職等、学生が選択する進路として認知度が向上した。

（待遇の改善について）

- 給与体系等雇用面での待遇改善に繋がり、さらなる雇用の拡大可能性が高まった。

（その他個別のご意見）

- 国家資格を有する専門職として、多職種連携や、チームの一員としての参加及び協働が円滑化した。

1-b. 公認心理師が配置されたことで役立った点や良かった点について教えてください(当事者関係団体)。

- 公認心理師から、心理検査等の分析や詳しい説明を受けること、心理療法の理論や方法に基づいた支援を受けること等により、自己対処法が増えることにつながり、心理専門職ならではの助言が役立った。
- 薬物療法以外の支援の選択肢が広がった。
- 公認心理師の活動についてあまりよく知らない。

2. 公認心理師がどのような面で貢献できているか、その役割や、組織内外の他職種との協働等について教えてください(公認心理師関係団体、関連職種団体)。

(アセスメント)

- 心理的アセスメントや生物心理社会的モデルに基づくアセスメントの実施、アセスメント結果に基づく他職種との情報共有及び本人への心理教育等の実施を担っている。

(相談支援)

- 要支援者の状態やニーズに応じた、専門的な心理カウンセリング、心理療法、グループ療法、プログラム等の実施に貢献している。

(関係者との連携)

- 多職種によって構成される支援チームへの参加、協働、及びチーム内の力動をふまえたマネジメント等によるチーム機能向上に貢献している。
- 医療、福祉、教育、産業、司法等に配置されている専門職として、他の領域と連携及び協働する際の橋渡し役になることに貢献している。

(関係者への支援)

- 要支援者の家族等関係者に対する心理に関する相談、助言等の心理的支援を担っている。

(こころの健康)

- 所属施設内の支援者や職員に対し、職務上のメンタルヘルスに係る心理相談等に貢献している。
- 地域や、支援関係者に対し、メンタルヘルスに係る講演や研修、啓発活動等、予防的対応に貢献している。

(他)

- 社会からの精神保健福祉医療に関するニーズが広範囲にわたり、多様化、増大化するなか、そうした課題に対応する制度施策に貢献している。

3-a. 公認心理師に期待する/されることとして、各領域で求められる具体的な役割や業務、理想とする公認心理師像、期待する/される専門性等について教えてください（公認心理師関係団体、関連職種団体）。

（アセスメント）

○心理的アセスメントや生物心理社会的モデルに基づくアセスメントの実施、アセスメント結果に基づく他職種との情報共有及び本人への心理教育等の実施について、より一層の貢献を期待する。

（相談支援）

○要支援者へのカウンセリング、心理療法、相談、指導、助言等を行うこと。それらによるタスクシェア・シフトの推進に寄与することを期待する。

（関係者との連携）

○カンファレンス等の会議において、要支援者への支援に係る情報共有、助言や提案を行うこと。またチーム力動を俯瞰したチームマネジメントへのより一層の貢献を期待する。
○医療、福祉、教育、産業、司法等に配置されている専門職として、他の領域と連携及び協働する際の橋渡し役としてより一層の貢献を期待する。

（関係者への支援）

○相談室や施設内にとどまらない、地域の支援者や機関との連携、在宅支援や家庭訪問等アウトリーチ支援への関与を期待する。

（こころの健康）

○心の健康の啓発、助言、相談、予防活動への寄与を期待する。

（資質向上）

○研究的、科学的視点での実践検証を行い、臨床現場における支援と結びつけることを期待する。
○要支援者や所属機関のニーズに応じた、専門的な知識技能のさらなる向上を期待する。
○他職種との円滑なコミュニケーションに資する人材育成という観点からも、一定程度の医学知識を身につける必要がある。

（制度への活用）

○制度施策における公認心理師の活用を期待する。

3-b. 公認心理師に、どのような支援をして欲しいか、期待することや、今後の課題、要望などがあれば教えてください（当事者関係団体）。

（支援について）

○公認心理師による支援の内容や効果、どこで公認心理師による支援を受けられるか等についてわかりやすく示し、普及啓発をはかって欲しい。

○公認心理師による相談機会を増やして欲しい。

○公認心理師による心理的支援業務が、障害者の権利保護や差別解消、自立をより促すものであってほしい。

4. 公認心理師の制度や養成、公認心理師の活動等に係る今後の課題として、期待すること/されることを達成するために必要な課題等を教えてください（公認心理師関係団体、関連職種団体）。

（配置）

○医療機関や福祉施設、教育機関等において、これまで以上に積極的に公認心理師を活用するなど、公認心理師の雇用や配置のさらなる普及を進めるべきではないか。

（収益性）

○医療領域においては、公認心理師の業務に係る診療報酬上の評価を充実させる等、収益性を担保し、医療機関が公認心理師を雇用しやすい体制、尚且つ、常勤という安定した形態による雇用を増加させる体制を整備すべき。

（資質向上）

○公認心理師は保健医療、福祉、教育等、様々な分野で活動するため、養成課程において全ての領域の専門的知識技能や関係法規等の理解を深化することが難しい点や、公認心理師の配置が進んでいない職場もあり、初期研修を十分に担える施設は少ないため、養成カリキュラムと連動した、資格取得後の継続的、包括的な生涯研修制度を構築すべき。

○生涯研修と関連した認定・専門資格を設け、より専門的な役割を担えることを保証すべきところ、種々の団体がそれぞれ認定資格を設けていることから、より一貫した研修体制の構築が望ましい。

○臨床現場における多様な活躍に資する人材を育成するため、臨床実習の内容をより一層充実化及び均一化させることや、実習に係る指導者の養成等、心理実習及び心理実践実習に係る体制の整備が必要。

○より臨床現場に必要な専門的知識技能を備えた人材育成にむけ、また各教育機関間の教育内容のより一層の均一化を図る観点から、養成のさらなる適正化、高度化及び均一化を目指し、カリキュラムの修正及び充実と、コアカリキュラムの策定が必要。

○プログラム施設を普及する等、公認心理師を目指す人材の確保につなげるべき。

（他）

○公認心理師の義務規定、倫理規定等に係るガイドライン作成や、業務に必要な研究等の促進等、各領域での業務を円滑に実施するにあたって必要な体制のさらなる整備が必要。

○公認心理師の職能を明確化し、要支援者に対する広報活動を行い、要支援者が心理的支援の機会が十分に得られるよう寄与すること。

○公認心理師法第42条（医師の指示）はこれまで通り維持すべき。